

低入札価格調査手続きについて

長浜市総務部契約管理課

この手続きは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位入札者」という。）を落札者とすることができる場合（以下「低入札価格調査制度」という。）において、長浜市入札執行要綱（以下「要綱」という。）第12条第2項に定める調査を実施する手続きについて定める。

1 適用する工事

地方自治法第167条の10の2の規定による総合評価方式を採用する工事

2 調査基準価格の設定

予定価格の決定者は、調査基準価格を設定する。

3 入札参加者に対する周知

（1） 公告又は入札通知等において、次の①から④までの事項を記載する。

- ① 落札者の決定にあたっては、地方自治法施行令第167条の10第1項に定める低入札価格調査制度を適用すること。
- ② 長浜市契約規則第18条第1項の基準として、調査基準価格を設定し、この価格を下回る入札者が最も高い評価値であった場合は、落札者の決定を保留し、入札者全員に後日結果の通知を行うこと。
- ③ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者とはならない場合があること。
- ④ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取及び資料の提出に協力しなければならないこと。

（2） 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札者が最も高い評価値であった場合には、落札者の決定を保留する。

4 調査の実施

入札を終了した後、調査基準価格を下回った最も高い評価値の者（以下「調査対象者」という。）に対して、以下の事項について調査を行う。

- ① その価格により入札をした理由及び入札価格に係る見積内訳の検討

- ② 施工体制の検討
- ③ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近、対象工事関連）
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- ⑤ 手持ち資材の状況
- ⑥ 資材購入予定先及び資材購入予定先と入札者の関係
- ⑦ 手持ち機械数の状況
- ⑧ リース機械の調達予定先と入札者の関係
- ⑨ 労務者の具体的供給見通し
- ⑩ 建設副産物の取扱い
- ⑪ 品質確保体制
- ⑫ 安全衛生管理体制（交通誘導員配置計画）
- ⑬ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- ⑭ 経営内容
- ⑮ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- ⑯ 信用状況（法律違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況、その他）
- ⑰ その他契約担当者が必要と認める事項

調査対象者に対し、①から⑰の事項について調査を行うため、各種資料の提出を求め、記載内容その他について確認するため、当該調査対象者に対して聞き取りを行う。

ただし、別に定める「見積内訳の検討に係る判断基準」に照らして1つでも満足しない場合においては、それ以降の調査を実施することなく**失格**とする。

なお、必要と認めるときは、調査対象者に対する低入札価格調査と並行して、調査基準価格を下回った次に高い評価値の者（以下「次順位調査対象者」という。）に対し同調査を行うことがある。

5 調査の結果適合した履行がなされると認められる場合の対応

調査の結果、調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされると認めた場合は、入札者全員に通知する。

6 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の対応

調査の結果、調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、調査の結果及びその理由を記載した書面を、当該工事の業者選定の審査をした契約審査委員会に提出し、その意見を求める。

契約審査委員会において、再度調査が必要であるという意見が出された場合、契約審査委員会に提出した調査の結果及び意見を踏まえもう一度調査を実施し、当該入札価格により契約内容に適合した履行がなされるかどうかを総合的に判断する。

(1) 契約審査委員会において、調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとする意見が出された場合、若しくは再度調査を実施して、なお契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は、調査対象者を落札者とはせず失格とし、評価値が次に高いものを落札者と決定する。

なお、評価値が次に高いものが、調査基準価格を下回る入札者であった場合には、調査対象者を次順位調査対象者に読み替えて「4 調査の実施」以降の手続きを行う。

(2) 再度調査した結果、調査対象者の入札価格により、契約内容に適合した履行がなされると判断した場合、当該入札者を落札者とする。

(3) 前記(1)(2)により、落札者を決定したとき又は落札者とせず失格者としたときは、入札者全員に通知する。

7 低入札価格（調査基準価格を下回る価格）で契約する場合の付加条件について

低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る価格で応札した者と契約する場合には、以下の条件を付加する。

詳しくは、各工事の入札公告・入札説明書・特記仕様書に記載する。

(1) 契約保証金の増額

落札価格の10分の3以上の金銭的保証を必要とすること。

(2) 配置技術者の増員

配置予定技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で当該工事に配置すること。

8 入札結果の公表

入札結果調書において、低入札価格調査を実施した当該入札金額の横に「低入札価格調査実施」と表示し、落札した場合には「落札」と表示を行う。

また、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断し失格とした場合には「失格」の表示を行う。

調査を実施した工事の調査基準価格については、予定価格と併せて落札決定日から1週間以内に公表する。

附 則

(施行期日)

1 この手続きは、平成18年6月6日から施行する。

(適用)

2 7低入札価格（調査基準価格を下回る価格）で契約する場合の付加条件についての(2)配置技術者の増員は、平成25年5月7日以降に入札通知又は公

告を行う建設工事から適用することとし、前日までに入札通知又は公告を行った建設工事については、なお従前の例による。

附 則

この手続きは、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この手続きは、平成 25 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この手続きは、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この手続きは、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この手続きは、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。